

【目次】

序章 事業承継あれこれ

第1章 個人企業の事業承継

～世代交代をスムーズにする為にやっておくべきこと～

1 父が元気なうちに取れる対策

① ～息子を支配人登記しておく～（事例1）

（親が代表者のまま、子供を経営業務管理責任者として育てておく方法）。

② ～先に子供を代表者しておく～（事例2）

（親を支配人登記し、子供を代表者にして、新しく許可を取得する方法）。

2 不幸にも事業主が亡くなってしまった場合はどうするか？（事例3・4）

3 法人組織にする

第2章 会社と会社との事業承継（会社分割と合併）

1 会社分割とは？

2 新設分割

3 新設分割の事例（分社化に最適）（事例5）

4 新設分割と合併を組み合わせた事例（事例6）

5 吸収分割の事例（建設会社の企業再生の切り札）（事例7）

おわりに

序章 事業承継あれこれ

「皆様こんにちは、この度は私の小冊子を手にとって頂き、誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げます」

初めまして、私は沖縄市で行政書士事務所を開設している真境名(まじきな)健二と申します。

平成3年に登録して以来、おかげさまで20周年を迎えることが出来ました。これまで仕事を通して、ご縁を頂きましたお客様をはじめ、たくさんの方々に改めて感謝の気持ちでいっぱいであります。

私はこれまで建設業の事務手続きを専門に仕事をしてまいりましたが、20年

も続けておられますと、世代交代に伴って経営者自身が交代するという場面に同席することがよくありました。

それは、「個人事業主の親から子供への引き継ぎ」又は、「個人組織から法人組織へ事業を拡大していく形」、あるいは「会社同士で行う合併や、会社分割を使った事業承継」と、実にさまざまな形がありました。

会社組織というのは一時たりとも止まることはなく、時間とともに常に移り変わっていく存在であります。

分かりやすいのが、経営者の高齢化ですね。個人事業の場合は、会社イコール社長ですので、社長が高齢になってくると次の世代への引き継ぎを考えていかなければなりません。

もしもその社長さんが、病気で倒れたりしたら、次世代への引き継ぎは一気

に現実味を帯びた急を要する問題となります。

その時はどうしたらいいのか？

そういうときの備えとして今、何をしておけばいいのか？

第1章では、こうした場合の個人事業主の親子間、あるいは従業員への引き継ぎのヒントとなる事例をまとめてあります。

第2章では、会社同士の組織再編の事例を集めてみました。

沖縄県でも創業30年を超える中堅と呼ばれる建設会社はたくさんあって、外から見ると安泰そうに見えますが、近年は公共事業費の減少により、経営的にはなかなかきびしい環境にあります。

おまけに一般競争入札の増加や業者同士の競争の激化によって、利益率は依然と比べてガクンと下がってきました。

そうした中で、自社の地位を守ろうと無理を続けていくうちに、気がつくといつの間にか赤字が資本金よりも大きくなり、にっちもさっちもいなくなっている会社もありました。

こういう状態が続くとまず、特定建設業許可の更新ができなくなります。次に大きな公共工事の受注が難しくなるのです。それはつまり建設業自体を廃業せざるを得ないことを意味するのです。

ではどうするか？

座して死を待つことだけではどうしても避けなければなりません。

会社には従業員をはじめ、債権者、下請業者、資材会社等、そしてそのすべてに家族があります。

ほんとうにたくさんの人々の生活がかかっているわけですから、経営者は新たな生き残り策がないかを懸命に探す事でしょう。

その生き残りのヒントとなるのが「会社分割」という方法です。

厳しい環境で生きてきた親はいずれ過労で息絶えてしまうでしょうが、その前に卵や子供を産み落として、せめてわが子だけでも生きていける環境を整える、といったことは自然界ではよくある話ですよ。

会社分割はそれとよく似ています。

何も対策を取らなければ、いずれ倒産することが目に見えているとします。全体を見れば大病にかかって息も絶え絶えに見えても、健康な部分は必ずあるはずですよ。

そこで、健康な部分だけを取り出して単独で生かすようにする、あるいは、他の体に移植することにより、収益を上げている事業部門を生かすのです。

良い部分を取り出した後の元の体は、死んでしまうでしょう。しかしそれでも全体がダメになるよりは良いと思いませんか？

債権者や取引業者にとっても、全体が倒産して債権の回収可能性がゼロになるよりも、強い部分を生かすことで、債権回収の可能性が少しでも高くなるのであれば、この方法を支援してくれると思います。

■ 2006年中小企業白書によりますと、年間29万社の廃業のうち、後継者不在を第一の理由とする廃業が約7万社あったそうです。なんと4分の1が後継者不在を理由としています。

それに伴う失業者が30万人といえますから、廃業に伴う影響は相当大きいも

のがあります。もったいないことです。

子供さんが会社を継がなくても、真面目に働いてくれる従業員がいますし、多くの取引先もいます。彼らが会社を引継いでくれるかも知れません。

最近では、国も中小企業の事業承継をバックアップするべく「経営承継円滑化法」を作りました。

この中で特筆するべきは、「金融支援」です。

例えば、従業員の一人に会社を継がせようと思っても、従業員にしてみれば経営なんてやったこともないわけですから、とても不安がるのは当然です。特に資金面での不安は大きいと思います。

「経営承継円滑化法」では、沖縄振興開発金融公庫が親族でない従業員が引き継いだ時でも、事業用資産の取得資金や信用力低下時の運転資金の融資を行っ

ています。活用しない手はないと思います。

■行政書士事務所は、よろず相談の窓口的な役割も大きいので、「はっきりとした悩みが何なのか、漠然としている状態」でご相談頂いて構いません。お話をゆっくりお伺いした後で、その場で解決できそうもない問題は、内容によって税理士さん、司法書士さんあるいは経営コンサルタントさんをご紹介するだけで問題が解決することも多いのです。

長年建設業にかかわってきた者として、「さまざまなかパターン」の事業承継を紹介することで、頑張っている建設業者さんの将来の不安を少しでも解消できるのならば」という思いで、この小冊子を書くことを思い立ちました。

この小冊子を読んで御社の事業承継の何らかのヒントを見つけて下さればこの上ない喜びであります。

真境名 健二

第1章 個人企業の事業承継

～世代交代をスムーズにする為にやっておくべきこと～

ここで言う後継者とは、実際にお父さんの職場で働き、給与を得ていたことを公的な書類（確定申告書や給与台帳等）で証明出来ることを前提としています。

自分が作り上げた信用や財産を後継者である子供達にどのように引き継ぐのか？ これは事業主にとって非常に大切な問題です。誰に引き継がせようという方針は決まっていますが、具体的にどのようになればいいのか？となるよう、多くの方は立ち止まってしまうのでないでしょうか。

しかし、だからと言って問題を放置しておくこと不幸にして事業主が亡くなった場合、結局誰にも引継ぐことが出来ずに、廃業せざるを得ないという状況

になりかねません。

ですので、事業承継の問題はお父さんが元気な今、しっかりと対策をとっておくべきです。

ここでは、これまで私が経験したいくつかのケースでの事業承継の方法をこ紹介していききたいと思います。

1 父親が元気なうちに取れる対策

① 息子を【支配人登記】しておく（お勧め度No.1）

※親が代表者のまま、子供を経営業務管理責任者として育てておく方法。

（事例1） 支配人登記をうまく活用出来た例

弊所のお客様に、個人で管工事の許可を持って事業を営むBさんがいらっしゃいます。ある日、資料を取りに行った時のことです。

60代のB社長は、急ぎの問題ではないが、と前置きした後、

「息子が仕事を手伝っているのだけど、いずれは息子に事業を譲ろうと考えているのですよ。だけどどのようにしたらいいか方法が分からないので相談に乗ってくださいませんか？」

とおっしゃいました。平成12年4月のことです。

私は、Bさんがまだ現役で働けること、息子さんが管工事施工管理技士だけでなく、土木施工管理技士の資格も取っており、積極的に事業を引き継ぐ意志を持っていることを確認した上で、

「それでは司法書士さんに頼んで、息子さんを支配人として登記しておくようにして下さい。」

5年経てば、息子さんの名前で許可が取れるようになりますよ」と言っておくことを勧めました。

実は個人事業で支配人登記をする例というのは、ほとんどありません。建設業者だけが取る特殊な方法だと思います。

■ 支配人というのは、会社でいうところの「取締役」みたいなものです。

息子さんを支配人として登記することによって後日、息子さんの名前で許可申請する時に、県の担当者に登記簿謄本を見せながら

「このとおり息子も経営者である私（父親）と同じ立場で仕事をやってきたのですよ」と主張できるわけです。

後継者を支配人登記しておくのは、一番強力な証明となりますので、事業承継の方法としては最もお勧めの方法です。

それから7年経過した平成19年7月、機は熟しました。お父さんはこれまで

の事業を廃業して、息子は自分の名で事業を新たにスタートし、新たな許可を取得したのです。(ただし、父と息子の許可は別なので、息子さんは新しい許可番号になります)

親御さんが元気な内には、もうしばらく頑張ってもらいたほうが本人の為に会社の営業の為にいい事が多いものですが、後継者の準備は着実にやっておくことが大切です。

事業主と同じように、「支配人登記して5年経過すれば」親父さんと同じ業種の許可が取れます。

少し余談になりますが、「支配人登記して7年以上経過すると」もっといいことがあります。それは、お父さんがやってきた管工事以外の他の業種の許可

も取れるようになるからです。

「お父さんがやってきた業種以外（土木工事とか電気工事とか）にも仕事を広げていきたい」

という子供世代には最適であり、事業承継には非常に有効な方法です。

個人事業者は、まずはこの方法を取っておくことをお勧め致します。支配人登記後、5年経つと親が元気な内に子供に事業を引き継ぐことが出来るのです。

■7年以上が経過したため、許可は「経営経験がない業種の許可も取れる」に該当しますので、管工事はもちろん、土木、石、とび・土工、鋼構造物、舗装、浚渫、水道施設まで取ることが出来ました。Nさんは今でも親子共々元気で仕事に励んでいらっしゃいます。

■ 「支配人登記」の方法と費用

子供を「支配人」にするには法務局で「支配人登記」をする必要があります。自分で出来ないこともありませんが、司法書士さんに頼んだ方が無難でしょう。費用は3万円分の収入印紙と司法書士さんの報酬です。

なお、司法書士さんに知り合いがいなければ、こちらでご紹介致します。

「支配人選任登記申請書」の記載例を載せておきます。

- 一 支配人の氏名及び住所 沖縄県〇〇市 誰々
- 一 登記の事由 支配人選任
- 一 登記すべき事項

「支配人の住所及び氏名」沖縄県〇〇市 誰々

「商人の住所及び氏名」沖縄県〇〇市 誰々

「支配人をおいた営業所」沖縄県〇〇市

一 登録免許税 金3万円

上記のとおり登記を申請する。平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請人 沖縄県〇〇市 誰々

那覇地方方法務局 御中

② 子供又は従業員を代表者にして、【親を支配人登記】し、新しく許可を取得する。(お勧め度N.O.N)

(事例2) 支配人登記の活用その2(逆パターン)

中部のお客様で個人事業主のYさんから相談があったのは、ある寒い日です。とび・土工事業を営むYさんは二男の方と長年仕事をやってきましたが、このところの寒さで、体調を崩されていました。

Yさんは「実はここ最近ちょっと元気が出なくてね、現場に出るのが段々お

っくうになってきたさー。出来ればそろそろ息子に会社を譲ろうと思っているけど、何か良い方法はないかね？」と私に尋ねてきました。

「社長、引退はまだ早いのではないですか？」

「いや、自分も年だし、現場に出られるのは今年いっぱいだろうから」

「わかりました。では、息子さんを代表者にして息子さんの名前で新しく建設業許可を取る方向で行きましょうか？」

「そんなして出来るの？ でも息子は経営経験ないから許可は取れないんじゃないの？」

「大丈夫です。お父さんが支配人になればいいのですよ。つまりお父さんは、新しく社長になる息子さんを補佐する役割に廻るわけです。」

「それなら一番上等さー、現場には出られないけど、息子にぜんぶまかせるにはまだ少し心配もあるからね。じゃあそれでお願ひします。」

それからすぐにお父さんの支配人登記を済ませ、息子を代表者に立てて、新たな建設業許可を取得したのです。

■ふつう、子供は経営経験がゼロですので、許可を取るには5年以上待たなければなりません。でもこの事例のように方法はいろいろとあるのです。

まず、お父さんを支配人として登記することで「経営経験がある人」を確保し、許可の要件を満たすのです。代表者が誰であるかは許可とは直接関係がありません。

こうして、息子の名前で許可を取った後、5年経つと今度は、息子さん自身が晴れて「経営経験がある人」になります。この状態になれば、お父さんの支配人登記をはずしても大丈夫です。

しかし、5年経たないうちに不幸にしてお父さんが亡くなってしまった時はどうすればいいのでしょうか？

2 不幸にも事業主が志し半ばで亡くなった場合はどうするか？

さて、強力な証明となる支配人登記ですが、これを生かすのは、5年という歳月が必要です。では、5年経たないうちにお父さんに不幸があった時はどうすればいいのか？ 事例を見てみましょう。

(事例3) 何の対策も取られていなかったケース

最近の事例です。中部で大工工事業を営んでいたOさんが病気で亡くなられました。「許可の承継が出来なくて困っている人がいるので相談に乗ってほしい」と、知り合いの司法書士さんから紹介を受けました。早速そのご子息に会って話を聞いてみますと事業承継に関しては何の対策も取られていないこと

が分かりました。

〇さんは業歴も古く、県内有数の元請さんから絶大な信用もあった方で、元請の職員と息子さん共々県庁に何度か足を運んで事業承継（新規許可）の可能性を尋ねていたそうです。しかし不慣れなことですので許可が取れる見込みもたない状態で3カ月が経過した頃にご相談があったのです。

基本的には難しいケースですので、まず許可が取れる可能性があるかどうかを判断しなければなりません。

実際にお父さんの職場で働いて給与をもらっていたのかを公の書類で証明できなければなりません。

重要なポイントは息子さんの確定申告書です。なぜか？

確定申告書にはお父さんの職場名が、記載されている可能性が高いからです。しかし、紛失してしまったとの事でしたので、地元の役場で7年分の確定申告書の写しをもらってくるよう、伝えました。

幸い、役場から7年分の写しをもらうことが出来たとのことでしたので確認したところ、7年分すべてお父さんの会社から給与をもらっていたことが確認出来ました。

しかしそれだけでは証明力としてはまだ弱いので、元請さんから「息子さんがお父さんの経營業務を7年以上補佐した実績と経験がある」という内容の証言を頂き、申請書に添付したのです。

3週間後、「許可証が来ました」との連絡を頂いた時にはすこくやりがいを感じ、うれしかったのを覚えています。

(事例4) 兄弟が引き継いだケース

平成14年のことです。中部のお客様で、土木と管工事を経営している個人企業代表者が急病で亡くなってしまいました。

新聞の死亡広告覧には子供の記載がありません。社長は独り身だったので、相続人は兄弟だけ、というケースでした。

基本的に救済措置として事業承継が認められるのは配偶者と子供に限っており、兄弟にまで及ぶことはありませんので難しいケースでした。

早速、県の担当者と連絡を取ったところ、今回は「相続人が他にいないこと」、「兄の経営業務を補佐した経験」の両方を証明出来ることを条件に許可申請を認めてもらいました。

戸籍謄本を取り寄せ、弟の確定申告書と過去9年分の給与台帳をすべて引張り出した上で、なお且つ元請さんから「経營業務を補佐した経験」を証明して頂き、なんとか許可申請に至ったのです。

■不幸にして事業主である親父さんが亡くなられた時、許可に関しては子供に相続されることはありません。許可は要件を満たした事業主本人に与えられたものであり、相続にはなじまないのです。

お父さんが元気な内に前述したような何らかの対策を取っていれば経過年数によっては選択権が増えて何とかなるのですが、何の対策もとられていない場合は問題です。

しかし現実が一番多いのがこの何もやっていないケースなのです。

■強力な証明となる「支配人登記の期間」と、証明力の弱い事例3・4の「経営業務を補佐した経験期間」は合算することが出来ます。

ただその場合、支配人登記のみの場合は「5年で経営経験あり」と認められていたのが、合算の場合だと7年必要になるという違いはあります。

■「事例3の子供と事例4の弟」はあくまで会社の従業員ですので、本来ならば「建設業の経営経験があること」にはならないのです。許可の要件としてはちょっと苦しい（証明力が弱い）ところです。

沖縄県は、個人の建設業者は零細企業がほとんどであり、県庁としても父親の死亡によって家業そのものが途切れてしまうことに対して、冷たく法律を適用しようとは考えてはいない・・・と思います。

法律と裁量の許す範囲内で、そのような事業を救済してあげようとするスタ

ンスを持っています。 県の優しい心遣いに感謝！

3 法人組織にする。 (お勧め度No.4)

株式会社又は合同会社を設立し、お父さんを取締役に入れた上で、法人として新たに許可を申請することが出来ます。

このとき、「お父さんが代表者であること、お父さんが法人の資本金の半分以上を出資していること」を条件に個人時代の実績（完成工事高・営業年数・工事実績）を引き継ぐことが認められています。このことは公共工事に入札参加をしている業者にとっては大きなメリットになります。

また、法人に限って言えば、「常勤かどうかの裏付けは社会保険に加入しているかどうかで見えています」ので、代表者であるお父さんと後継者となる経営業務管理責任者である子供さんの双方ともに、常勤性を証明するために社会保

除に加入しておく必要があります。後継者は、常勤の役員となつてから初めて年数をカウントすることになるからです。

■法人化には下記のようなメリット・デメリットがありますので、よくご検討して下さい。

法人化のメリットは、

- ① 営業実績（営業年数・完成工事高・工事実績）を引継ぐことが出来る。
- ② 株式会社（又は合同会社）にすることにより、大きな会社というイメージがあり、官公庁・銀行・元請会社から良く見られることが多く、営業上有利である。

一方法人化のデメリットとしては、

- ① 社会保険や労働保険が強制加入となり、個人事業の時にはなかった出費がか

かる。

② 経理が複雑になってくるので、専門の税理士に依頼することになり、費用がかかる。

③ 設立費用がかかる。

このことから、現状維持で良いのであれば、個人事業のままを選択したほうが良いと思います。

資金の余裕があり、かつ事業を拡大したい場合には法人化を選ぶのが一般的でしょう。

第2章 会社と会社との事業承継（会社分割と合併）

～会社分割で出来ること～

1 会社分割とは？

ここでは、実例を挙げながら会社分割制度を中心に、会社と会社との事業承継について見てみましょう。

会社分割が出来るようになったのは、まだ10年前のことなので、実はまだ新しい制度なのです。それまでは、企業の組織再編には合併や、事業譲渡といった方法しかありませんでした。

建設業者にとって、会社分割には2つの大きな目的があります。

1つ目は「企業の再生」であり、2つ目は「経審対策」です。

これまで私は14件の会社分割に関わってきましたが、そのうちほとんどの目的は「経審対策」でした。

経審というのは、建設会社の通知表のことです。通知表の点数が上がれば上のランクになり、大きな工事が取れるようになるので、みんな通知表の点数を上げるのに懸命になるのです。

以前は、会社分割を使うとその通知表の点数を大幅に上げることが出来たので、主に経審対策として研究して来ました。

しかしながら平成20年に経審の制度が大幅に変更になったために、それまで通知表の点数を上げることに關しては、抜群の効果を誇っていた会社分割も経審改正後は、その効果が半減してしまいました。

それからは「経審対策」だけを目的とした会社分割は、少なくとも、「企業再生」というもう一つの目的が脚光をあびるようになってきました。

今後はおそらく「経審対策」もおり交ぜながらも主には「企業の再生」を目的としたタイプの分割が主流となるでしょう。

この「企業再生」タイプの分割案件は今現在、進行している事例がありますので、それを参考にしながらご説明していきたいと思えます。

まずは、会社分割というのがどういうものを具体的に見て行きましょう。

建設会社を例にとれば、一つの会社の中に事業としての建設部門、不動産部門、設計部門があるとします。

会社分割では、事業部門を一つの単位として、独立したものとしてみなす。会社の中にそれぞれの事業部門がひと塊りになっているイメージです。そして、そのひと塊りごと会社の外に出したり、他の会社にくっつけたりすることが会社分割では出来るのです。

2 新設分割

例えば建設部門を切り分けて会社の外に出すとします。そうすると建設部門で使用していた機械や車、工具などもひと塊りのなかに含まれていますから、建設部門と一緒に外へ出ていきます。

もちろんそれだけではありません。工事に関する現金や工事の未収金などの資産、あるいは工事の未払金や借入金などの負債もこの建設部門もくっついて一緒に外に出ていきます。

そしてそれらがひと塊りになって一つの会社を作ることになるのです。会社は人・物・金ですから建設部門に係る従業員も一緒に移動することになります。

そのひと塊りとなった事業部門で、新たな会社を作るのを新設分割といいます。

総資産から総負債を引いた残りが、新会社の純資産となります。新設分割は、社長が自分の考えだけで実行に移すことが出来ますので、自由度が高く、とても使い勝手のいいシステムといえます。

新設分割は、例えば建設部門と不動産部門を分けたい場合、いわゆる分社化をしたい場合に適しています。

平成16年のことですが、次のようなことがありました。(事例5)

3 新設分割の事例（分社化に最適）

Z社は、昭和36年に創業した県内でも古参の会社で、土木・建築共に県内ではAクラスをキープしていました。

現在の社長は2代目ですが、商売の機を見るのに長けた方で常に一歩先を考えて行動するタイプの方でした。

5年程前から長男を会社に入社させ、建設業経営の現場を体験させながら後継者として育てていました。

2年前、長男に宅地建物取引主任者の資格を取るようにおすすめ、長男は見事その期待に応えて合格を果たしました。

そんな中、社長から「相談にのってほしい」と声がかかったのです。

社長は、建設業の将来にかなり懸念をもっており、今後ますます厳しくなっていく中で生き残るにはどうしたら良いのか、会社としての方向性をある程度決めておきたいとのことでした。

話の要点をまとめると下記の通りになります。

- ① このままずっと公共工事主体の建設業だけに頼ってでは必ず先細りになっていく。
- ② 昨年、個人で土地を購入し、6区画の外国人向け住宅を建築して賃貸に出したところ、高い家賃設定にも拘わらず、すぐに入居が決まったこともあり、今後、不動産業に力を入れたいと思っている。
- ③ 今後、無理をしなければAクラスを維持できないようになるのであれば、いつでも建設業界から撤退する覚悟は出来ている。

これに対し、私は下記の事柄を参考にして会社の方向性を決めたらどうかと提案しました。

- ① 不動産業に力を入れていくことには賛成
- ② 公共工事だけに依存しているのは、確かに危険度が高い。
- ③ 会社分割を利用すれば、ある程度技術職員を減らしても、無理をせずに△マイナスを維持できる可能性がある。
- ④ 仮に、建設業から撤退するにしても、ただ閉鎖するのではなく、価値のあるうちに株式を売却する方向で考えた方がいい。
- ⑤ 不動産業で民間の需要を掘り起こし、建設業が建物の建築を請負う形にすれば建設業部門の実績もあげる事ができ、両社の共存も可能。

以上の事柄を検討していくうちに、社長は大変乗り気になり、しかも株主は

社長と長男の2人であるため、この日の会合が実質的な株主総会となり、当日に会社分割がほぼ決定しました。

後日、建設部門を会社の外に切り出し、新たな許可を取った上で、外部から血縁関係のない方を社長として迎えました。

親会社である本体は長男が不動産部門を引き継ぎ、分社化を目的とした事業承継は完了しました。

4 新設分割と合併を組み合わせた事例（事例6）

平成18年の冬の事例です。

N社は、設立して35年になる優良な中堅建設会社です。

当事務所の顧客ではありませんでしたが、私が何度か会社分割をやった経験が

あるということを知り、聞いて依頼に来られたそうです。

N社長のお話は、確かに経験者じゃないと難しいと思われる複雑な内容でした。社長の要望をまとめると次のようになりました。

- ① 会社分割によって現在の会社を建設業部門と不動産部門に分け、自分は不動産部門を見ることにする。
- ② 次に弟の経営している建設会社と合併させて建設部門をさらに強くしたい。
- ③ 合併後の建設会社の代表者は弟にしてみよう。
- ④ これまでの事業を自分としては気持ちの上でも一旦清算したいので、従業員にも退職金を支払うことにより、清算を行いたい。
- ⑤ これらを5カ月間ですべて完了させたい、ということでした。

会社分割はこの事例も簡単なものではありませんでしたが、合併がからんだこ

の案件は特に難しく、時間も限られているので、慎重かつスピーディーに進める必要があります。

まず、全体の計画を立てます。

社長の希望どおりの組織再編はどういったプランで行った方がいいのかを検討します。

プランの候補は二つありました。

一つ目は、まずお兄さんの会社を建設部門と不動産部門の二つに新設分割し、その後、時間をおいて建設部門と弟さんの会社とを合併させる方法。

二つ目は、分割と合併を同時に行う「吸収分割」という方法です。

検討の結果、吸収分割では、N社のこれまでの営業年数が引き継げないことが分かった為、分割後の合併という一つのプランを採用することにしました。

もうひとつ、会社を分割するにあたってどの部門を残して、どの部門を外に取りだすか？

という大切な問題があります。

不動産部門を外に出した場合は、税金の軽減処置があつて安くなるとはいえ、それでも結構な額の税金（不動産所有権移転に伴う登録免許税や不動産取得税等）を支払うことになります。

それよりも不動産部門を親会社に残して、建設部門を外に出した方がよけいなお金を出さずに済みますので、不動産部門は元の会社に残すことにしました。

余談ですがこの時、建設部門の移転に伴って、資産や負債も引き継ぐことになります。どの資産あるいは、どの負債を引継ぐかは、基本的に会社の自由なので、出来るだけ経審上、有利になるように資産・負債を選択することが出

来ます。

例えば、建設部門に持っていきたくない不良資産や借入金等を親会社に残しておくことも出来ます。つまり「良いところ取り」逆に言えば「悪いところ残し」も出来るのです。

ここが会社分割の面白いところです。また、行政書士や税理士の腕の見せ所と言えます。

その後、分割して外に出した建設部門のみの会社で新しく建設業許可を取ります。ここまではこれまでやってきた会社分割と同じです。

次に弟さんの会社と合併させる件が残っています。

弟さんの会社もまた優良な会社で、お兄さんとは違った得意分野を持っている為、合併の相手としては申し分ありませんでした。

分割後、純粹に建設部門だけのピュアになったお兄さんの会社との合併は分割期日の2ヶ月後に行うことにしました。

こういった案件はそれぞれの専門家の力を借りなければなりませんので、「N社組織再編・事業承継チーム」を結成し、税理士や司法書士の方々から専門家としてのアドバイスを頂きながら進めていきました。

すべての手続きが完了したN社の県内での順位は飛躍的に向上し、N社長の要望はほぼ達成できたと私としては思っています。

N社は現在、新しく代表となった弟さんを中心にして、さらなる優良企業へと成長しています。

5 吸収分割（建設会社の企業再生の切り札）（事例7）

最後に、いま現在進行中の事例をご紹介します。

以前、会社分割と一緒にやったことのある司法書士さんから「ある会社の企業再生を計画中だが、建設業者なので許認可の専門家である行政書士さんに入ってもらい、アドバイスをしてほしい」という内容のお電話を頂きました。

後日、約束の日に出向くとそこには弁護士、税理士、司法書士、中小企業診断士、銀行員等のそうそうたるメンバーが揃っていて、すでに専門家チームは出来上がっていました。

K社という建設会社の企業再生がテーマになっており、弁護士は債権者問題を始め、あらゆる法的問題への対応、税理士は分割にあたっての資産・負債の切り分け、司法書士はすべての登記手続き、中小企業診断士は全体の計画と銀

行との折衝を担当し、私は、分割後の許可と経審を担当することになりました。

多額の金融債務を抱える企業は、取引銀行が債権放棄をしなければそのまま倒産する可能性が高くなります。

そうなると債権の回収可能性はゼロになるだけでなく、従業員や取引先も路頭にまよい、社会的な影響も大きくなります。

銀行にとっても企業が倒産してしまうよりは、企業が再生に向かえば債権の回収可能性は上がりますし、債権放棄をして不良債権を処理したほうが自らの経営健全化につながるという側面もあるでしょう。

いずれにしても銀行の債権放棄が再生計画の前提となります。

K社の企業再生の全体像はこうです。

まず、受け皿となる会社Aを設立します。資本金は特定建設業の許可を取るために四千万円が必要です。出資者は新しくオーナーになる方です。

次に分割日に、K社の事業のほとんどすべてを本体から切り離し（会社分割）、その日のうちに新設会社Aに吸収（合併）させます。これを同時に行うのを吸収分割といいます。

これによって、K社の建設事業（建設業に関する資産・負債とすべての従業員）はA社に移り、これまでの実績（完成工事高や営業年数）も建設業許可を持っていないA社が引き継ぐことになります。

この日をもってA社は商号をK社に変更しますので、外見上は何の変化もなく、大幅な組織再編があったことは一般の方には分かりません。

一方、建設事業を切り離した元K社は、清算への道を歩むことになります。

■また、K社のような老舗の会社には、のれん代（営業権）という資産があります。のれん代というのは企業ブランドやノウハウ又は営業年数といった形の無い資産のことですが、これも長年の企業努力が積み重なったものであり、立派な会社の財産です。

企業再生や買収の際にはこののれん代（営業権）の価値を相手の会社が評価することになります。すなわち相手がいて初めて金銭的な価値として生きてくるわけです。

吸収分割は、元の建設会社と新しいオーナーとの契約により、成立しますので、のれん代の計上も可能となります。

債権放棄と企業再生、そしてのれん代をからめた吸収分割は今度、企業再生の切り札となっていく事でしょう。

おわりに

私の住んでいるここ沖縄県は、開業率がなんと全国一高いのですが、同時に廃業率も全国一といううれしいような寂しいようなデータがあります。

これは、県内に大企業と呼べる会社が少なく、まわりを見渡せばほとんどが中小零細企業で成り立っている社会、ということもあるでしょうし、

「どれどれ、明日から開業してみようかね、やってみてだめだったらその時はやめればいいさー」というゆるい県民性のせいもあるのでしょうか。

一方で、歴史を刻んできた会社も意外と多く、そういう会社にはある種の重みというものがあるような気がします。

事業が二代・三代と続いて行くにつれ、会社の持つブランド力は大きな価値を生み出していきます。

言葉を換えれば、会社のブランド力という形の無い財産を育てて、次の世代

へと受け継いで行くことこそが、代々の経営者の務めのような気がします。

建設業界が厳しくなって来ていることは事実かも知れませんが、しかしそのような社会的な要因を不調の言い訳にはいけないと思うのです。

建設業界は今でも、たくさんの雇用を生み出し、たくさんの税金も納めて社会に貢献している沖縄県の基幹産業です。社会に不必要であればとくに淘汰されています。生き残っているのは社会が必要としているからなのです。

今が踏ん張りどころだと思います。いろいろな知恵をしばって生き残る方法を探しましょう。我々行政書士も微力ながら、共に知恵をしばって考えていきたいと思っています。最後まで読んで頂き、誠にありがとうございました。

真境名 健一